

○土木工事施工歩掛見積要領の制定について

平成 31 年 3 月 13 日 30 農振第 3321 号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

国営土地改良事業等の工事を実施する場合における工事の価格の積算については、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）等に基づき実施し、標準歩掛及び積算参考歩掛が適用できない場合等は見積を徴取することにより歩掛を定めているところであるが、今般、土木工事施工歩掛見積要領を別紙のとおり定め、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告する工事から適用することとしたので、適切に対応されたい。

別紙

土木工事施工歩掛見積要領

国営土地改良事業等の工事を実施する場合における工事の価格積算については、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号構造改善局長通知）等に基づき実施しているところであるが、標準歩掛・積算参考歩掛の適用範囲外の場合や、参考となる他省庁歩掛又は妥当と考えられる協会等の歩掛が定められていない場合において、見積を徴取することにより歩掛を定める場合は、『土木工事施工歩掛見積要領』に基づき、適切に歩掛値を決定するものとする。

なお、見積による歩掛を適用して積算した場合は、当該施工内容の条件を設計図書（特別仕様書、図面、現場説明書等）に記載するとともに、適用した内容（労務・機械・材料等）を明示することとする。

また、見積を適用した歩掛については、当該工事において、その妥当性を検証するため別紙－3『見積施工歩掛実態調査』に基づいて調査を行うものとする。

1 適用範囲

本要領は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく海岸事業及び地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業、国営海岸保全事業及び国営地すべり対策事業に係る請負工事について、施工歩掛を見積により徴取する場合に適用する。

2 見積徴取業者の選定及び依頼

- (1) 見積徴取業者は、原則として競争参加有資格者名簿に記載されており、当該工種の施工実績を有する業者の中から 5 者以上を選定する。なお、やむを得ず 5 者未満の業者又は競争参加有資格者名簿に記載されていない業者で見積を行う場合はその理由を明らかにする。
- (2) 見積依頼は、土地改良技術事務所長又は事業（務）所長が行う。
- (3) 見積依頼書は、『参考歩掛徴取依頼書（例）』を参考に作成する。

3 見積条件

見積依頼各者が適切な見積を行えるように、原則として次の事項を示すものとする。

- (1) 目的
- (2) 施工場所
- (3) 予定工事数量
- (4) 施工予定期間
- (5) 施工条件及び現場条件

- (6) 貸与資料
- (7) 工事費の構成
- (8) 労務職種の定義
- (9) 提出内容
- (10) その他

4 見積書の記載内容

見積書は作業項目及び労務職種区分、建設機械、使用材料ごとに必要な数量を記載する旨依頼する。

5 見積による採用歩掛の決定

提出された見積書の内容を十分に確認した上で、類似作業の歩掛及び過去の実績等から適当と認められる見積書の歩掛に当該年度の公共工事設計労務単価、機械経費単価及び材料単価を代入した合計額に対して最多頻度の価格（過半数以上が同一の価格）を採用する。なお、最多頻度の価格が特定できない場合は、平均値に最も近い見積書の歩掛を採用する。

ただし、変更積算時は受注者（施工者）より見積を徴取し、適用性を確認した上で採用する。

参考歩掛徴取依頼書（例）

1 目的

本依頼書は〇〇事業で施工を予定している〇〇（施設名）改修のための〇〇工に係る工事費の積算の参考とするための施工歩掛を徴取するものである。

2 施工場所

〇〇県〇〇市〇〇地内

3 予定工事数量

〇〇工の工事数量は、下表を予定している。

工種	作業条件区分	作業数量

4 施工予定期間

平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月

5 施工条件及び現場条件

【施工条件及び現場条件を明記する。】

6 貸与資料

【予定している貸与資料を明記する。】

7 工事費の構成

- 本歩掛を用いた工事価格の積算は、「土地改良事業等請負工事積算基準」（以下「価格積算基準」という。）（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）によるものとする。
- 歩掛見積徴取範囲は価格積算基準で定義されている直接工事費のうち、〇〇工を施工するために必要な施工歩掛（材料、労務、機械経費等）を徴取する。

8 労務の職種と定義

労務の職種と定義は、「公共工事設計労務単価」によるものとし別紙-1に示す。

9 提出内容

- 見積書
施工条件及び現場条件等を踏まえた施工歩掛を別紙-2に記入し提出する。
- 提出先
〇〇農政局〇〇事業所長
【担当】工事〇課 工事〇係 〇〇
- 提出期限
平成〇〇年〇〇月〇〇日

10 その他

見積に当たって不明な点がある場合は、担当まで連絡願います。

労務職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>1 相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 軽機械（道路交通法第 84 条に規定する運転免許並びに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格及び技能講習の修了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの）を運転又は操作して行う次の作業</p> <p>ア 機械重量 3 t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p> <p>イ 吊上げ重量 1 t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5 t 未満のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>ウ 機械重量 3 t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転又は操作して行う土砂等の締固め</p> <p>エ 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転又は操作して行うコンクリートの練上げ及び打設</p> <p>オ ピックブレーカ等を運転又は操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>カ 動力草刈機を運転又は操作して行う機械除草</p> <p>キ ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転又は操作</p> <p>(2) 人力による合材の敷均し及び舗装面の仕上げ</p> <p>(3) ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転又は操作して行う骨材の製造、貯蔵又は運搬</p> <p>(4) コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>2 その他、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>1 普通の技能及び肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>(1) 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>(2) 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>(3) 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>(4) 人力による芝はり作業（公園等の苑地を製造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>(5) 人力による除草</p> <p>(6) ダム工事での骨材の製造、貯蔵又は運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>2 その他、普通の技能及び肉体的条件を有し、各作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>1 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>(1) 軽易な清掃又は後片付け</p> <p>(2) 公園等における草むしり</p> <p>(3) 軽易な散水</p> <p>(4) 現場内の軽易な小運搬</p> <p>(5) 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>(6) 仮設物、安全施設等の小物の設置又は撤去</p> <p>(7) 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>2 その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造園工	<p>1 造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 樹木の植栽又は維持管理</p> <p>(2) 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>ア 芝等の地被類の植付け</p> <p>イ 景石の据付</p> <p>ウ 地ごしらえ</p> <p>エ 園路又は広場の築造</p> <p>オ 池又は流れの築造</p> <p>カ 公園設備の設置</p>
05 法面工	<p>1 法面工事について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) モルタルコンクリート吹付機又は種子吹付機の運転</p> <p>(2) 高所・急勾配法面におけるピックハンマ、ブレーカによる法面整形又は金網・鉄筋張り作業</p> <p>(3) モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 とび工	<p>1 高所・中空における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 足場又は支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。）</p> <p>(2) 木橋の架設等</p> <p>(3) 杭、矢板等の打ち込み又は引抜（杭打機の運転を除く。）</p> <p>(4) 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>(5) 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付等（クレーンの運転を除く。）</p> <p>(6) 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く。）</p>
07 石工	<p>1 石材の加工等について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 石材の加工</p> <p>(2) 石積み又は石張り</p> <p>(3) 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブロック工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48 建築ブロック工に該当するものを除く。）</p>
09 電工	<p>1 電気工事について相当程度の技能及び必要な資格を有し、建物並びに屋外における受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付又は撤去</p> <p>(2) 電線管等の取付け、据付又は撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状又は認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p style="margin-left: 40px;"> [ア 第1種電気工事士 イ 第2種電気工事士 ウ 認定電気工事従事者 エ 特殊電気工事資格者] </p>
10 鉄筋工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>
11 鉄骨工	<p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締め又は建方及び建方相番作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するもの及び鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場若しくは支保工の組立、解体等又は鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。）</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
12 塗装工	<p>塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む。）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立又は解体に従事するもの及び23橋りょう塗装工に該当するものを除く。）</p>
13 溶接工	<p>溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）又は切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。）</p>
14 運転手（特殊）	<p>1 重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許又は労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格若しくは技能講習の終了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの）の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシエル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレップドーザ・スクレパ・モータスクレパ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p> <p>(2) 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>(3) ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転又は操作して行う土砂等のかきならし又は締固め</p> <p>(4) コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転又は操作して行う路面等の舗装</p> <p>(5) 杭打機を運転又は操作して行う杭、矢板等の打込み又は引抜</p> <p>(6) 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転又は操作</p> <p>(7) コンクリートポンプ車の運転又は操作（筒先作業は除く）</p>
15 運転手（一般）	<p>1 道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</p> <p>(2) 専ら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</p> <p>(3) 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p> <p>(4) 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>(5) アスファルトディストリビュータを運転又は操作して行う乳剤の散布</p> <p>(6) 路面清掃車（4輪式）の運転又は操作</p>
16 潜かん工	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの</p>
17 潜かん世話役	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事又はシールド工事（圧気）について専ら指導的な業務を行うもの</p>
18 さく岩工	<p>岩掘削作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、爆薬及びさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行うもの</p>
19 トンネル特殊工	<p>1 坑内における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) ダイナマイト及びさく岩機を使用する爆破掘削</p> <p>(2) 支保工の建込、維持、点検等</p> <p>(3) アーチ部、側壁部及びインバートのコンクリート打設等</p> <p>(4) ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等</p> <p>(5) アーチ部及び側壁部型わくの組立、取付け、除去等</p> <p>(6) シールド工事（圧気を除く。）における各種作業</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
20 トンネル作業員	1 坑内における作業について普通の技能及び肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの (1) 各種作業についての補助的業務 (2) 人力による資材運搬等 (3) シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、専ら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	1 橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るもの及び工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行うもの (1) PC橋製作のうち、グラウト、シーズ及びケーブル組立、緊張、横締め等 (2) コンクリート橋又は鋼橋の桁架設及び桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 (3) コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む。）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、専ら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）
25 土木一般世話役	土木工事及び重機械の運転又は操作について相当程度の技術を有し、専ら指導的な業務を行うもの （17 潜かん世話役、21 トンネル世話役または24 橋りょう世話役に該当するものを除く。）
26 高級船員	1 海面での工事における作業船（土運搬、台船等の雑船を除く。）の各部門の長又は統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。） 以下の水面は、海面に含める。（27 普通船員、28 潜水士、29 潜水連絡員および30 潜水送気員についても同様） 〔 (1) 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 (2) 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 (3) 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面 〕
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む。）の船員で、高級船員以外のもの
28 潜水士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの 〔潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む。〕 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう。
29 潜水連絡員	1 潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの (1) 潜水士と連絡して、潜降及び浮上を適正に行わせる業務 (2) 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 (3) 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁又はコックを操作する業務等を行うもの
31 山林砂防工	1 相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、山地治山事業（主として山間遠かく地の急傾斜地又は狭盆な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの (1) 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 (2) 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 (3) 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 (4) その他各作業について必要とされる関連業務

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
32 軌道工	1 軌道工事及び軌道保守について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの (1) 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 (2) 新線建設等において、レール、マクラギ、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型わく工	1 木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの (1) 木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立、取付け、解体等（坑内作業を除く。） (2) 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配管工	1 配管工事について相当程度の技能を有し、建物並びに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの (1) 配管並びに管の撤去 (2) 金属・非金属製品（管等）の加工及び装着 (3) 電触防護
37 はつり工	1 はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの (1) コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） (2) 床又は壁の穴あけ
38 防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根又は地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工及び組立・取付作業並びに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46 ダクト工に該当するものを除く。）
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付け又は目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業又はふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39 板金工に該当するものを除く。）
43 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、せっこうボードその他ボード等の内装材料を床、壁又は天井に張り付ける作業、又はブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建具工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付け作業に従事するもの
46 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作及び取付作業に従事するもの（39 板金工に該当するものを除く。）

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
47 保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体及び帳壁の築造又は改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げ及び目地塗装作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く。）
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機の据付け、調整又は撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

見 積 書

〇〇〇工 〇〇当りに要する歩掛を下の様式に従って記入するものとする。
 なお、記入欄は必要に応じて加除する。

〇〇〇工歩掛				(〇〇当り)
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
(労務区分名称)				
(機械名称)				【機－ 1】
(材料名称)				
(諸雑費)				

- (注) 1 賃金対象8時間の歩掛を記載する。
 2 労務区分は別紙-1 から職種を選定し記載する。
 3 機械の数量は、時間損料機械の場合は時間を運転日損料機械の場合は日数を記載する。
 4 材料はロス等を含む数量を記入する。
 5 諸雑費は必要に応じて記載することとし、労務費に対する割合(%)で記載する。
 また、摘要欄には諸雑費の具体的な内容を記載する。

【機－ 1】

〇〇〇機械 〇〇当り単価表				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
(機械名称)				
(燃料区分)				
(運転手区分)				

- (注) 1 土地改良工事積算基準(機械経費)に記載されていない、特殊な機械を使用する場合は、規格欄にメーカー及び型式も記載する。
 2 運転手の数量は、1/Tで記載する。(Tは、機械の運転1日当り運転時間)

見積施工歩掛実態調査

1 調査目的

本調査は、「〇〇工」歩掛の実態を調査・収集することにより、今後の歩掛の汎用化を目的とする。

2 留意点

- (1) 「別紙－4」歩掛調査票（例）は発注者が作成し、施工計画打合せ時に受注者へ調査を依頼する。
- (2) 該当工種に係る歩掛だけに限定した調査となるよう留意する。
- (3) 原則として標準的な班編成において賃金対象8時間で実施した日を対象として調査する。
- (4) 調査回数は、原則として3回（3日分）とするが、複数回の調査が不可能な場合は1回（1日分）とする。

3 実態調査様式

「別紙－4」歩掛調査票（例）を参考とし、当該歩掛に合致した調査票を作成する。

m³当りやm当りの単位施工量についての歩掛調査票（例）

1 工事概要

発注者記入	局名・事務（業）所名	
	年度・事業名・工事名	
	所属部署・担当者名	
受注者記入	受注者名	
	担当者名	
	担当者連絡先	

2 調査様式

工 歩掛調査表		
調査年月日 平成 年 月 日		
特記事項	天気・気温	
	その他現場条件	
	作業条件区分	
作業時間	開始時間	時
	終了時間	時
	拘束時間 (a)	時間
	休憩期間 (b)	時間
	作業時間 (a) - (b)	時間
1 日当り実施工数量		

【労務】

労務の職種	作業内容	人数 (a)	1 人当り作業時間 (b)	全作業時間 (a×b)
		人	時間	時間
		人	時間	時間

【機械】

機械の名称	規格（メーカー名）	具体的な作業内容	台数 (a)	1 台当り運転時間 (b)	全運転時間 (a×b)
			台	時間	時間
			台	時間	時間

【材料】

材料の名称	規格（メーカー名）	単位	設計数量	ロス込みの全数量

※その他現場条件には、歩掛を左右する各種現場条件がある場合、該当事項を記載する。

※作業条件区分とは、以下のとおりである。

- ・ 管水路工事⇒管径や、掘削条件等の作業条件
- ・ 基礎工事⇒現況地盤の土質定数や、改良目標値等の作業条件

※労務の作業時間は、実際に当該作業を実施した時間を記載する。

※労務の記載において、同一職種であっても作業時間や作業内容が異なる場合は別項目として記載する。

※機械の作業時間は、実際に当該作業で運転した時間を記載する。

※調査項目は必要に応じて加除する。

1式当りの歩掛調査票(例)

1 工事概要

発注者記入	局名・事務(業)所名	
	年度・事業名・工事名	
	所属部署・担当者名	
受注者記入	受注者名	
	担当者名	
	担当者連絡先	

2 調査様式

工 1式当り歩掛調査表		
作業条件区分		
作業時間	開始年月日	年 月 日
	終了年月日	年 月 日
	延べ作業日数	日
	休日数	日
	実作業日数	日

【労務】

労務の職種	作業内容	人数(a)	1人当り総作業時間(b)	全作業時間 (a×b)
		人	時間	時間
		人	時間	時間

【機械】

機械の名称	規格(メーカー名)	作業内容	台数(a)	1台当り総運転時間(b)	全運転時間 (a×b)
			台	時間	時間
			台	時間	時間

【材料】

材料の名称	規格(メーカー名)	単位	全設計数量	ロス込みの全使用数量

※作業条件区分とは、以下のとおりである。

- ・ 施工設備の設置撤去⇒設備の種類や規模等の作業条件
- ・ 施工機械の分解組立⇒機械の種類や規模等の作業条件

※労務の作業時間は、実際に当該作業を実施した時間を記載する。

※労務の記載において、同一職種であっても作業時間や作業内容が異なる場合は別項目として記載すること。

※機械の作業時間は、実際に当該作業で運転した時間を記載する。

※調査項目は必要に応じて加除する。